

協議第 54 号

その他協議事項 慣行の取扱いについて

その他協議事項 慣行の取扱いについてを、別紙のとおり提出します。

平成16年12月14日 提出

本城村・坂北村・坂井村合併協議会
会長 坂井村長 山田 一 榮

平成 年 月 日 承認

本城村・坂北村・坂井村合併協議会

別紙

一元化に向けた検討調書

協議項目No	- 23	協議項目	その他協議事項	専門部会名	
事務事業の名称	慣行の取扱い		備考		

項目	姉妹都市の取扱い		
	本 城 村	坂 北 村	坂 井 村
現 況			1. 締結内容 平成8年に福井県坂井町と「姉妹町村」締結をした。 2. 姉妹都市交流事業 ・小学生の交流（1年おきに相互訪問） ・行政・文化・スポーツ団体の交流（議会・老人クラブ・ゲートボールクラブの訪問） ・文化祭・産業まつりでの交流（特産品の紹介） 3. 災害時の相互応援 なし
調整案	新村において検討する。		
摘 要	【協議経過】 新村において検討する。 （平成14年12月26日 第5回任意協議会において承認。）		
協議結果			

項目	村民憲章、村章、村花、村木、村鳥、村歌等の取扱い		
現況	本 城 村	坂 北 村	坂 井 村
	1 村民憲章 平成2年3月制定 2 村章 昭和53年10月制定(条例による) 3 村花 つつじ(平成2年3月制定) 4 村木 赤松(平成2年3月制定) 5 村鳥 うぐいす(平成2年3月制定) 6 村歌等 タイトル「終わりなき歌」 「世界真ん中音頭」 (平成2年3月制定)	1 村民憲章 なし 2 村章 昭和48年11月制定(告示) 3 村花 いわつつじ(平成12年2月制定) 4 村木 あかまつ(平成12年2月制定) 5 村鳥 きじ(平成12年2月制定) 6 村歌等 なし	1 村民憲章 なし 2 村章 昭和51年4月制定(告示) 3 村花 はぎ(平成5年制定) 4 村木 みずなら(平成5年制定) 5 村鳥 うぐいす(平成5年制定) 6 村歌等 なし
調整案	1. 村章 については、小委員会を設置して検討する。 2. 村民憲章、村花、村木、村鳥、村歌等については、新村において検討する。(新村発足後検討)		
摘要	【協議経過】 1. 村章 については、小委員会を設置して検討する。 2. 村民憲章、村花、村木、村鳥、村歌等については、新村において検討する。(新村発足後検討) (平成14年12月26日 第5回任意協議会において承認。)		
協議結果			

項 目		表彰制度の取扱い	
現 況	本 城 村	坂 北 村	坂 井 村
		<p>1. 目的 個人及び団体で村政等の振興に功労・善行のあった者に対して、表彰する。</p> <p>2. 表彰の種類 功労表彰 村長の職 8 年以上 村議会議員 8 年以上 助役、収入役で通算 1 2 年以上 消防長又は村立学校長で 1 0 年以上 吏員他 2 5 年以上在職後特別職 1 期以上 自治振興関係団体長 1 0 年以上 その他の公職通算 1 5 年以上で村長が推薦したものの 文化的功労を村長が認め推薦したものの 善行表彰 公益事業に尽力し、功績顕著な者 公益のため 1 0 0 万円以上金品を寄付したものの 村民の模範となる善行をした者（故人も可）</p> <p>3. 実施方法 表彰状・記念品交付</p> <p>4. 平成 7 年 4 月策定</p>	<p>1. 目的 個人及び団体で村政等の振興に功労のあった者に対して表彰状を交付して、表彰する。</p> <p>2. 対象者・表彰の基準 地方自治振興 教育振興 文化の向上 産業の開発振興 消防・水防の功績 社会福祉の増進 保健衛生の改善向上 交通安全の推進 特に優れた善行・功績（故人も可）</p> <p>3. 実施方法 ・表彰状・記念品交付 ・表彰は毎年元旦に行う。 （規定は、1 1 月 3 日）</p> <p>4. その他 表彰者推薦委員会の推薦に基づき村長が決定する。</p> <p>5. 昭和 6 3 年 9 月策定</p>
調 整 案	新村発足後、坂井村の例を優先に検討する。		
摘 要	<p>【協議経過】 新村発足後、坂井村の例を優先に検討する。 （平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日 第 5 回任意協議会において承認。）</p>		
協議結果			